

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月26日（月）午後1時30分から午後3時00分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏 名	備 考	議席番号	氏 名	備 考
1 番	飯 塚 真 砂 美		7 番	飯 塚 輝 雄	(会長代理)
2 番	小 林 容 彰		8 番	大 貫 勇 一	
3 番	中 島 牡 雄	(会長)	9 番	木 村 俊 之	
5 番	平 井 紘 一		10 番	爲 ヶ 井 晴 一	
6 番	儘 田 實		11 番	川 田 英 之	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
第2 会議書記の指名
第3 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画（案）について
（埼玉県農地中間管理機構に対する賃借権設定）
議案第4号 農用地利用集積計画（案）について
（埼玉県農地中間管理機構に対する使用貸借権設定）
議案第5号 農用地利用集積計画（案）について（賃借権設定）
議案第6号 農用地利用集積計画（案）について（使用貸借権設定）
議案第7号 農用地利用集積等促進計画（案）について

5. 農地利用最適化推進委員 13名

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岡 田 隆 史
事務局次長 野 口 武 士
主 任 渡 邊 栄 美 （書記）

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、2月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条
	第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと
	と思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	9番 木村俊之委員、10番 為ヶ井晴一委員のご兩人にお願い
	します。なお、本委員会への欠席通知は、奈良原良夫推進委員
	より出されております。
	議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請についてを
事務局	議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の
	調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。農地法第4条の規定による許可申請
	について、ご説明いたします。
	72号では、農作業所敷地を拡張するものです。
	申請人が農業法人との土地の再契約の手続きの際に、作業敷地
	の中に農地があることが判明しました。
	そのため、農作業所敷の拡張として申請するものです。
	当該農地は令和4年6月3日に農用地区域から除外済みであり、
	農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上
	の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。
	第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、
	申請事由が農作業所敷であるため、農地法施行令第4条第1号
	第2号イに規定する「農業用施設に供するもの」として、
	の例外に該当し、許可相当になるものと思われます。
	また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。
	そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの
	確実性等についても、問題ないと考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
5番	受付番号72号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読
	いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等
	の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は(詳細に説明)です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	申請地は酪農を専門的に行うべく牛舎を建築し酪農経営に転換を
	行ったところです。農業法人との土地の再契約の手続きの際に、

	作業敷地の中に農地があることが判明しました。
	家族に適正な相続をしたく申請をいたすものです。
	次に始末書を朗読いたします。
	建築当初は各筆の境界が不明確であったこと、知識不足の故に
	起きてしまい、今に至ってしまいました。今後については
	関係法令を遵守し、細心の注意を払うことを誓います。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による
	許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付する
	ことに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第 1 号 農地法第 4 条
	の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、
	県知事へ送付することに決定いたします。
(議案第 2 号)	引き続き、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に
	ついてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の
	調査結果報告をお願いします。
	ただし、受付番号75号については、農業委員会等に関する
	法律第31条の規定による議事参与の制限等に該当する案件
	でありますので、審議、採決に際しましては
	の退席を求めることになります。
	それでは、事務局からの説明後、担当委員の
	調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
	ご説明いたします。
	73号では、住宅の建築を計画しております。
	譲受人は、 に事務所を置き、昭和54年から主に を
	行っている法人です。申請農地は、既存住宅に介在し、
	アクセスの良さや住環境が良く、需要が見込めることから、
	建築を計画したところ、譲渡人の了解を得られたことから
	建築条件付売買予定地の申請を行うものです。
	農地の区分については、住宅等が連担している区域に
	近接する農地で、その規模が概ね 10ヘクタール未満である
	「第2種農地」と判断しました。
	74号では、建売住宅を設けるものです。

	譲受人は、 に事務所を置き、平成30年から を 行っている法人です。
	申請農地の近くには、国道125号線や大型ショッピングモール があり、需要が見込めるため、今回建売住宅13棟の建築を計画 したところ、譲渡人の了解を得られたことから、申請を行う ものです。
	農地の区分については、「第2種農地」と判断しました。
	75号では、太陽光発電施設を設けるものです。
	譲受人は、 に事務所を置き、 を行っている法人です。
	申請農地は、周辺に日光を遮る高い建物がなく、太陽光発電の 採算も十分に確保できることから、施設の設置を計画したところ、 譲渡人の同意を得られたことで、今回、太陽光発電施設敷として 申請を行うものです。
	そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの 確実性等についても、問題ないと考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
1 番	受付番号73号について調査報告いたします。まず、議案書を 朗読いたします。（議案書朗読）
	申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に 間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	駅が徒歩圏内であるため環境良好な好適地であり、国道線もあり 需要が高いため当該地を選定いたしました。
	次に誓約書を朗読いたします。
	農地転用事業者と土地購入者とが売買契約締結し、農地転用事業者 が指定する建設業者と土地購入者とが一定期間内に建築請負契約を 締結します。
	建設業者と土地購入者とが一定期間内に建築請負契約を締結しな かった場合は、売買契約が解除されることを契約書において 規定します。
	農地転用許可に係る土地の全てを販売することができないと判断 したときは、残余の土地に自ら住宅を建築します。
	以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
8 番	受付番号74号について調査報告いたします。まず、議案書を 朗読いたします。（議案書朗読）
	申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に 間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は（詳細に説明）です。

	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 当該地は敷地面積も閑静な周辺地域としてロケーションも要件を満たしており、国道線が近く便の良さがあると強く認識しました。 次に誓約書を朗読いたします。 住宅等の建物を建てないで宅地造成だけの転用を行い、造成した土地を分譲する宅地分譲事業ではありません。 住宅等の建築は転用申請事業者自らが行います。 必ず工事完了届を提出いたします。許可日より3か月を経過しても完了しない場合は転用事業進捗状況報告書を提出いたします。 その他、行政から指導があった際は速やかに従います。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
11番	受付番号75号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 申請地は土地形状が四角で、パネル配置が効率的に並べられ、低圧発電施設を1基設置できます。周辺環境や立地条件等から日当たりもよく、採算性があると判断いたしました。 次に誓約書を朗読いたします。 太陽光発電設備の維持管理を徹底し、近隣住民に迷惑をかけません。設置後の土地の維持管理を徹底します。 諸問題が発生した場合は、当方で責任をもって対処します。 フェンス設置等を行い、安全確保に努めます。 その他、行政から指導があった際は速やかに従います。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。 まずは受付番号75号を除く案件について、ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。 特に発言もないようですので、採決に移ります。 ただいま議題となっている議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の受付番号75号を除く案件については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は「挙手」願います。 挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第5条の規定による受付番号75号を除く案件の許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。 続きまして、受付番号75号について、ご質疑・ご発言を願いますが、先ほど申し上げましたとおり、議事参与の制限等に該当するため、議席番号 退席をお願いします。

(議案第 3 号) (議案第 4 号)	それでは受付番号75号について、ご質疑・ご発言を願います。
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第 2 号 農地法第 5 条の規定に
	よる許可申請の受付番号75号については、担当委員の
	報告のとおり許可することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による
	受付番号75号の許可申請については、許可相当の意見
	を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	それでは、 の入室をお願いします。
	続きまして、議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案) について
	(埼玉県農地中間管理機構分の賃借権設定) 及び議案第 4 号
	農用地利用集積計画 (案) について (埼玉県農地中間管理機構分の
	使用貸借権設定) は、関連があることから一括して、事務局からの
	説明を求めます。
	ただし、議案第 3 号については、農業委員会等に関する法律
	第 3 1 条第 1 項の規定による議事参与の制限等に該当する案件で
	ありますので、審議、採決に際しましては、
	の退席を求めることになります。
事務局	議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案) 及び議案第 4 号
	農用地利用集積計画 (案) について一括して説明させて
	いただきます。
	議案第 3 号・4 号については、埼玉県農地中間管理機構に賃貸借権
	・使用貸借権を設定する計画 (案) となっています。
	農地中間管理機構が借受け、次の地域の担い手を確保し、
	農地の貸し出しを行うための利用権設定となります。
	埼玉県農地中間管理機構に賃貸借権を設定する計画 (案)
	新規設定として152件、面積 田340890㎡ 畑66796㎡
	池、沼などその他地目1752㎡ 合計409438㎡となっております。
	埼玉県農地中間管理機構に使用貸借権を設定する計画 (案)
	新規設定として6件、面積 田9716㎡ 畑1439㎡
	合計11155㎡となっております。
	以上で、議案第 3 号及び第 4 号 農地利用集積計画(案)に
	ついての説明を終了させていただきます。
議 長	以上で、事務局の説明が終わりました。
	なお、議案第 3 号については先ほど申し上げましたとおり、
	議事参与の制限等に該当するため、 は退席をお願いします。
	ただいまの議案第 3 号の説明に対しご質疑ご発言を願います。
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案)

(議案第 5 号) (議案第 6 号)	については、事務局の説明のとおり、決定することに賛成の
	委員は、「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第 3 号については、事務局の説明
	のとおり決定し、市長に答申したいと存じます。
	委員の入室をお願いします。
	続いて、議案第 4 号の説明に対し、ご質疑、ご発言をお願いします。
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	議案第 4 号 農用地利用集積計画 (案) については、事務局の説明
	のとおり、決定することに賛成の委員は、「挙手」願います。
	挙手全員でありますので、議案第 4 号 農用地利用集積計画 (案)
	については、事務局の説明のとおり決定し、市長に
	答申いたしたいと存じます。
	続きまして、議案第 5 号農用地利用集積計画 (案)
	賃借権設定及び議案第 6 号農用地利用集積計画 (案)
	使用貸借権設定については、関連があることから
	一括して、事務局からの説明を求めます。
	ただし、議案第 5 号及び議案第 6 号については、
	農業委員会等に関する法律 第 3 1 条第 1 項の規定による
	議事参与の制限等に該当する案件でありますので、
	審議、採決に際しましては、議案第 5 号では、
	が、議案第 6 号では、
	の退席を求めることになります。
事務局	議案第 5 号及び第 6 号農用地利用集積計画 (案) について、
	一括して説明させていただきます。
	農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に基づいて
	行われるもので、農地の貸し借りが安心してできる仕組みです。
	農業経営基盤強化促進法では、農用地利用集積計画は、農業委員会
	の決定を得て、市長が定めるものとなっており、今回の議案事項と
	なっております。
	農家の方同士での農地の賃貸借権の設定の数量は、
	新規及び再設定の人数の合計39名、面積 田146374㎡ 畑2940㎡
	合計149314㎡となっております。
	農家の方同士で農地の使用貸借権を設定の数量は、
	新規及び再設定の人数の合計139名、面積 田221887㎡
	畑143629㎡、合計365516㎡となっております。
	以上で、議案第 6 号及び第 7 号 農用地利用集積計画 (案)
	についての説明を終了させていただきます。
議 長	以上で、事務局の説明が終わりました。
	なお、議案第 5 号については、先ほど申し上げましたとおり、

	議事参与の制限等に該当するため、
	は退席をお願いします。
	それでは、ただいまの議案第５号の説明に対しご質疑ご発言を願います。
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第５号 農用地利用集積計画（案）
	については、事務局の説明のとおり、決定することに賛成の委員は
	「挙手」願います。
	（挙手全員）
	挙手全員でありますので、議案第５号 農用地利用集積計画（案）
	については、事務局の説明のとおり決定し、市長に答申したい
	と存じます。 の入室をお願いします。
	続きまして、議案第６号についても、議事参与の制限等に該当
	するため、 は退席をお願いします。
	さきほどの議案第６号の説明に対し、ご質疑、ご発言を願います。
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	議案第６号 農用地利用集積計画（案）については、事務局の
	説明のとおり、決定することに賛成の委員は、「挙手」願います。
	（挙手全員）
	挙手全員でありますので、議案第６号 農用地利用集積計画（案）
	については、事務局の説明のとおり決定し、市長に答申
	いたしたいと存じます。委員の入室をお願いします。
	続きまして、議案第７号 農用地利用集積等促進計画（案）
	についてを議題といたします。
	当該計画（案）については、農地中間管理事業の推進に関する
	法律第１９条第３項に基づき、羽生市長から意見を
	求められております。ただし、農業委員会等に関する法律第３１条
	の規定による議事参与の制限に該当する案件でありますので、
	審議、採決に際しましては、
	の退席を求め、事案番号504、505、506号では、
	が退席します。それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第７号農用地利用集積等促進計画（案）について、
	ご説明いたします。
	この、農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に
	関する法律により、同計画を作成する場合は、「市は、農業委員会の
	意見を聞く」ことから、今回の案件となっております。
	また同法の改正により、計画の名称は変更していますが、
	従来、配分計画であった、公社が耕作者へ貸付けする計画と
	同じ内容となっております。
	以上で、議案第７号農用地利用集積等促進計画（案）についての
	説明を終了させていただきます。

議 長	以上で、事務局の説明が終わりましたので、
	は退席をお願いします。
	それでは、ただいまの説明に対し、ご質疑ご発言を願います。
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第 7 号中 事案番号504、505、506号
	を除く案件について、事務局の説明のとおり、同意することに
	賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第 7 号 農用地利用集積等
	促進計画（案）のうち、事案番号504、505、506号
	を除く案件については、同意することに決定し、市長に答申したい
	と存じます。委員の入室をお願いします。
	続きまして、事案番号504、505、506号は の案件となります
	ので、退席をいたします。 よって、議長につきましては、
	農業委員会等に関する法律第 5 条第 5 項に基づき、会長代理で
	あります飯塚輝雄委員に議長の職務をお願いしたいと思います。
会長代理	少しの間、中島会長に代わり、議長を務めさせていただきます。
	それでは、議案第 7 号中 事案番号504、505、506号
	の説明に対し、ご質疑、ご発言を願います。
	特に発言もないようですので、採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第 7 号中、事案番号504、505、506号
	の農用地利用集積等促進計画（案）については、
	事務局の説明のとおり、決定することに賛成の委員は、
	「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第 7 号中、事案番号504、505、506号の
	農用地利用集積等促進計画（案）については、
	同意することに決定し、市長に答申したいと存じます。
	それでは、 の入室をお願いし、これをもちまして
	議長の職務を解かせていただきます。
議 長	以上で、本日の議事は全て終了いたしました。
	続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。
事務局	報告事項 1 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出書の
	確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の
	権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。
	住宅敷 7 件、駐車場敷 3 件、資材置場敷 1 件ございました。
	報告事項 2 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
	でございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に
	係る合意の解約となります。 4 1 件ございました。
	報告事項 3 農地法の規定による許可一覧についてでございますが

	これは県許可のありました1月分でございます。
	4条が1件、5条が9件ございました。
	以上で、議案に関係します報告事項を終了させていただきます。
	① 3月の農業委員会定例会について
	② 農地相談会について
議 長	(発言なし)
	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。

上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、
ここに署名する。

令和6年 3月 25日

会 長
署名委員
署名委員